

2019保育入所に関するよくある質問(FAQ)【2号・3号】

【④保育を必要とする事由に関する質問】

質問頻度	質問	回答
★★★★	Q④-1	出産をしますが、上の子を預けることはできますか？
	A④-1	妊娠・出産を理由に保育所に申し込むことも可能です。利用可能期間は出産予定日の6週間前（多胎の場合14週間前）から産後8週間を経過する日の翌日が属する月の末日です。6/1出産（予定）日の場合：4/1～7/31までが入所可能日になります。
★★★★★	Q④-2	育休中ですが保育所申し込みは可能ですか？
	A④-2	育休中でも職場復帰前提であれば申し込みは可能です。保育所入所月の14日までには復帰が必要となります。
★★★★★	Q④-3	現在保育所に子どもを預けていますが、来月出産し育休を取ることにになりました。保育所はそのまま通うことができますか？
	A④-3	現在入所中の児童であれば育児休業取得後も引き続き通うことができます。育休の間は保育短時間となります。また、生まれたお子さんが1歳になる翌月の14日までには職場復帰が必要です。
★★★★	Q④-4	現在下の子の育休中で保育所を短時間保育で利用しているのですが、来月職場復帰が決まりました。いつから標準時間保育に変更できますか？
	A④-4	復帰する前月に手続きを行えば、復帰月から標準時間で利用できます。手続きした翌月以降しか変更にならないので忘れずに手続きをお願いします。
★★★★★	Q④-5	求職中でも利用申し込みはできますか。
	A④-5	「求職活動」も保育を必要とする理由にあたりますので、利用の申し込みができます。利用申込後、3ヵ月以内に就労されない場合は、支給認定期間日をもって退所となります。
★★★★	Q④-6	保育施設を利用中です。保育を必要とする事由に変更があった場合は手続きが必要ですか。
	A④-6	必要です。変更事由にもとづき必要書類の提出がありますので、すみやかに保育幼稚園課に届出ください。保育利用期間や保育利用時間にも影響がある場合があります。

2019保育入所に関するよくある質問(FAQ)【2号・3号】

【④保育を必要とする事由に関する質問】

質問頻度	質問	回答
★★★★★	Q④-7	現在下の子の育休中で保育所を短時間保育で利用しているのですが、来月職場復帰が決まりました。いつから標準時間保育に変更できますか？
	A④-7	復帰する前月に手続きを行えば、復帰月から標準時間で利用できます。手続きした翌月以降しか変更にならないので忘れずに手続きをお願いします。
★★★★★	Q④-8	認定内容に変更があった場合はどうしたらいいですか。
	A④-8	保護者の就労先や就労時間が変わったり仕事を辞めたりした場合は、認定内容が変更になりますので、支給認定の変更申請が必要です。申請のあった翌月からの変更となります。
★★★★★	Q④-9	保育短時間の認定を受けていますが、勤務要件が変わった場合標準時間認定を受けることはできますか。
	A④-9	支給認定の変更申請をしていただく必要があります。申請のあった翌月からの変更となります。